

JIS

電気ホイス

JIS C 9620 : 2012

(JEMA/JSA)

平成 24 年 10 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎博之	東京大学
(委員)	岩本佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本光正	東京工業大学
	上原京一	株式会社東芝
	大石奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田明彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊田亜紀子	東京大学
	佐々木喜七	一般財団法人日本電子部品信頼性センター
	島田敏男	一般社団法人電気学会
	下川英男	一般社団法人電気設備学会
	鈴木篤	一般社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	住谷淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	田中智	一般社団法人日本電機工業会
	豊馬誠	電気事業連合会
	中根育朗	一般社団法人電池工業会
	原田真昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛田恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 35.3.1 改正：平成 24.10.22

官 報 公 示：平成 24.10.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 定格	2
4.1 定格荷重	2
4.2 揚程	2
4.3 形式の種類	2
4.4 等級	5
4.5 定格電圧及び定格周波数	6
4.6 電動機の定格	6
4.7 定格速度	6
4.8 標準使用状態	6
5 性能	7
5.1 寸法	7
5.2 温度上昇	11
5.3 始動電圧	11
5.4 巻上速度及び巻下速度	11
5.5 横行速度	11
5.6 巻上げ及び巻下げのブレーキ	12
5.7 横行のブレーキ	12
5.8 巻上電流	12
5.9 横行電流	12
5.10 過巻防止	12
5.11 過負荷特性	12
5.12 横行性能	12
5.13 絶縁抵抗	12
5.14 耐電圧	12
6 構造	12
6.1 一般構造	12
6.2 ワイヤロープ	13
6.3 ドラム	13
6.4 シープ及びエコライザシープ	13
6.5 フックブロック	13
6.6 電動機	13

6.7	巻上げ及び巻下げのブレーキ	13
6.8	押しボタンスイッチ	14
6.9	横行車輪	14
6.10	過巻防止装置	14
6.11	操作回路	14
6.12	押しボタンケーブル	14
6.13	その他の安全装置	14
7	試験	15
7.1	寸法測定	15
7.2	温度試験	15
7.3	始動電圧試験	17
7.4	巻上速度及び巻下速度試験	17
7.5	横行速度試験	18
7.6	巻上げ及び巻下げのブレーキ試験	18
7.7	横行のブレーキ試験	18
7.8	巻上電流試験	18
7.9	横行電流試験	18
7.10	過巻防止試験	18
7.11	過負荷特性試験	18
7.12	横行試験	18
7.13	構造試験	19
8	検査	19
8.1	検査の種類	19
8.2	形式検査	19
8.3	受渡検査	19
9	表示	20
10	製品の呼び方	20
11	使用者への提供情報	20
12	リスクアセスメント	20
	附属書 A (参考) 巻上機の総運転時間及び残存耐用時間	21
	附属書 B (規定) ドラムに巻き付けたロープ巻数とロープ固定端の締結力との関係	25
	附属書 C (規定) フックの強度計算	27
	附属書 D (参考) 電気ホイストで使用する横行レール	29
	附属書 E (参考) 電気ホイストの使用に関する注意事項	30
	附属書 F (参考) 電気ホイストの点検項目	33
	附属書 G (参考) 巻上機の特別アセスメント指針	36
	解 説	40

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 9620:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

電気ホイスト

Electric wire rope hoists

序文

この規格は、1960年に制定され、その後9回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2009年に行われたが、その後の技術的進歩に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、三相かご形誘導電動機を用い、ワイヤロープを巻き付けてあるドラムを減速回転させることによって、荷の巻上げ及び巻下げ並びに横行を行う電気ホイストについて規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0148 巻上機—用語

JIS B 8822-1:2001 クレーン及び巻上装置—分類及び等級 第1部：一般

JIS B 8832 巻上機—定格荷重

JIS B 9960-32 機械類の安全性—機械の電気装置—第32部：巻上機械に対する要求事項

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）

JIS C 3312 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル

JIS C 3327 600 V ゴムキャブタイヤケーブル

JIS C 4034-1 回転電気機械—第1部：定格及び特性

JIS C 4034-5 回転電気機械—第5部：外被構造による保護方式の分類

JIS G 3525 ワイヤロープ

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS B 0148** によるほか、次による。

3.1

総運転時間

等級と荷重率とによって設定する巻上機（電気ホイストを含む。）及びクレーンサドルを理論上使用できる時間。寿命時間ともいう。総運転時間は、予想される最大使用時間で表す。